

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月19日

京都市公営企業管理者  
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第8号

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

PASMO	株式会社パスモ	プリペイド
小児用PASMO		

」を

「

PASMO	株式会社パスモ	プリペイド
モバイルPASMO		
小児用PASMO		

」に改め、

同表備考中「モバイルSuica」の右に「及びモバイルPASMO」を加える。

別表第3第1号中

「

	円
市内中心フリー	9,660
市内中心フリー+高雄地域フリー	10,500
市内中心フリー+高雄地域フリー拡大版	15,960

」を

「

	円
市内中心フリー	9,660

」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(交通局営業推進室)